

◎新潟県告示第708号

新潟県県税規則（昭和34年新潟県規則第63号）第108条の規定により、次の軽油引取税免税証は亡失した旨の届出があったので無効とする。

令和7年7月11日

新潟県知事 花 角 英 世

種 類	番 号	枚数	免税軽油引取に係る販売業者
50リットル	N12407334	1	上越市港町2丁目10-16 高助コーポレーション 株式会社 配送センター